兵庫県公報

平成31年１月25日　金曜日　　第 3074 号

発　行　人
兵　庫　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…… 1
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）…… 2

公　　告

○ 入札公告（広報戦略課）…… 2
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）…… 4
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）…… 5
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（建築指導課）…… 6

公安委員会告示

○ 警備員指導教育責任者講習の実施 …… 7

告　　示

兵庫県告示第63号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年１月25日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
中瀬 (1)	養父市		吉井 中瀬	上ノ平 中瀬上ミ 中瀬下モ	156番１の一部 1444番の一部、1444番地先の道路敷の一部 1459番、1460番、1461番１の一部、1461番２の一部、1462番１の一部、1463番１の一部、1463番２の一部、1464番１の一部、1465番１の一部、1466番２の一部、1467番２の一部、1468番から1470番まで、1471番２の一部、1473番の一部、1474番１の一部、1474番２の一部、1475番から1478番まで、1479番の一部、1480番１の一部、1481番１の一部、1482番１の一部、1483番１の一部、1484番、1485番２の一部、1486番２の一部、1490番の一部、1496番の一部、1497番、1498番の一部、1500番２、1500番３、1504番、1505番、1518番の一部、1459番から1490番に至る地先の道路敷の一部、1469番から1471番２に至る地先の道路敷の一部、1484番から1485番２に至る地先の道路敷の一部、1497番地先の道路敷、1498番地先の道路敷の一部、1500番２地先の道路敷、1504番地先の

					道路敷、1460番から1466番２に至る地先の水路敷の一部、1480番１地先の水路敷の一部、1496番から1498番に至る地先の水路敷の一部

兵庫県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年１月25日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称

尼崎市

２　都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画下水道事業尼崎市公共下水道

３　事業施行期間

変更前　昭和32年３月28日から平成34年３月31日まで

変更後　昭和32年３月28日から平成37年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

変更なし

公　　告

入札公告

兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」平成31年４月号の広告掲載業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年１月25日

契約担当者

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　調達内容

⑴　業務件名

兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」平成31年４月号の広告掲載業務

⑵　仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

⑶　履行期間

平成31年２月25日（月）から同年３月31日（日）まで

⑷　履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

⑸　入札方法

上記⑴について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

⑴　物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班　長嶺
電話（078）362－3019（直通）

⑵　申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成31年１月25日（金）から同年２月４日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑶　入札・開札の日時及び場所

平成31年２月８日（金）午後１時30分　兵庫県庁第１号館１階Ａ会議室

⑷　入札書の提出期限

上記⑶の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札については、平成31年２月７日（木）午後４時までに上記⑴の場所に必着のこと。

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。）の100の５以上の額を、平成31年２月７日（木）の午後４時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成31年２月７日（木）以前の任意の日を開始日とし、同月25日（月）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の５未満であるときは、当該入札は無効となる。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

⑷　入札者に求められる義務

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成31年２月４日（月）午後４時までに前記３⑴の場所に提出すること。

イ　入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

⑸　入札に関する条件

ア　入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年２月25日（月）

まであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ｱ)　初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ｲ)　初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6)　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7)　契約書作成の要否

要作成

(8)　落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9)　その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年１月25日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　イオンタウン姫路

所在地　姫路市延末字狭間435番地３ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称　イオンタウン株式会社

住所　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

代表者の氏名　加　藤　久　誠

３　変更事項

(1)　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア　変更前

大　門　　淳

イ　変更後

加　藤　久　誠

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア　変更前

名称　　住所　　代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目３―52	加　栗　章　男
株式会社キタムラ	高知市本町四丁目１番16号	北　村　正　志
株式会社わものや	埼玉県上尾市宮本町４―２	形　部　幸　裕
外32者		

イ　変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目３―52	加　栗　章　男
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町２―19―４	野　中　正　人
株式会社ＢＡＮＫＡＮわものや	埼玉県上尾市宮本町４―２	形　部　幸　裕
外26者		

４　変更年月日
平成30年５月28日
５　届出年月日
平成30年12月26日
６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
⑴　縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第２課
⑵　縦覧期間
平成31年１月25日から４月間
７　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限
平成31年５月27日
⑵　提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により聴取した意見及び同条第２項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。
なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。
平成31年１月25日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
名称　（仮称）ドラッグコスモス佐用店
所在地　佐用郡佐用町佐用87ほか
２　法第８条第１項の規定により佐用町から聴取した意見の概要
住民と設置者が計画について真摯に協議し、相互理解を深めることが周辺地域の生活環境保持のために不可欠であるため、近隣住民への十分な説明等を行うよう、特に配慮されたい。
３　法第８条第２項の規定により住民等から述べられた意見の概要

意見提出者名	意見の概要
佐用町上町部落13隣保	我々、計画地周辺の住民は、計画店舗の出店に反対をしているわけではないが、法の目的である、周辺の地域の生活環境の保持のため、適正な配慮がなされることを確保するため、意見書を提出する。 ⑴　隣接する計画地北東の住戸へ配慮し、町道から当該住戸への進入路の延長線上には建造物を建てないこと。 ⑵　ヒートアイランド防止のため、緑地を確保し、管理を適切に行われたい。

	⑶　店舗東側の未利用地について、子供の広場等のため、開放されたい。
佐用町上町13隣保 匿名	⑴　交通に係る意見 ア　計画店舗の営業開始後に懸念される交通量の増加、混雑、排気ガス等への不安の解消に対する説明をされたい。 イ　増大した交通量によって発生が懸念される事故について、行為者の補償に関する説明をされたい。 ⑵　電波障害に係る意見 建設に伴う電波障害に対する補償に関する説明をされたい。 ⑶　住戸への圧迫感等に係る意見 計画地北東の住戸の住民利益に配慮し、以下の計画変更の実施及び説明をされたい。 ア　当該住戸西側に、計画地境界から１メートルの範囲内にフェンスを設置しないこと。 イ　当該住戸の南側に高い建物を配置しないこと。 ウ　建築位置を可能な限り移動し、当該住戸南側の眺望遮蔽を回避すること。 エ　町道から当該住戸への延長上（計画地境界から2.5メートルの範囲内）に建物を建設しないこと。 オ　可能な限り建物の高度を低減されたい。 カ　当該住戸における生活に必要な風光阻害に対する配慮や調整に対する説明をされたい。 キ　計画店舗周辺における風紀の悪化の懸念の有無について説明をされたい。 ク　計画店舗の建設による日照への影響について、最新地図及び地形に基づき、より詳細で明白な説明をされたい。 ケ　計画店舗の建設による日影の影響について、最新地図及び地形に基づき、より詳細で明白な説明をされたい。 ⑷　建築工事に関する意見 建築工事については、当該住戸の住民と工事協定書の締結を取り交わしてから着工することを要望する。

４　意見書の縦覧場所及び縦覧期間

⑴　縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第２課

⑵　縦覧期間

平成31年１月25日から１月間

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年１月25日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

相生市那波野二丁目758番１、759番１、754番16の一部

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市揖保川町山津屋17番地の１

有限会社人和　代表取締役　金　海　誠　一

３　許可年月日及び許可番号
平成30年12月14日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第１－４－２号（30相生）

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第31号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「規則」という。）第６条第１項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第２条の規定により、次のとおり公示する。

平成31年１月25日

兵庫県公安委員会
委員長　豊　川　輝　久

１　新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
⑴　警備業務の区分
法第２条第１項第２号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）
⑵　実施期日
ア　新規取得講習
平成31年３月５日（火）から同月12日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の６日間
イ　追加取得講習
平成31年３月８日（金）から同月12日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の３日間
⑶　実施場所
神戸市中央区御幸通６丁目１番12号　三宮ビル東館８階教育センター
⑷　修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、平成31年３月12日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
２　受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。
３　受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
⑴　新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
ア　最近５年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して３年以上ある者
イ　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ　検定規則第４条に規定する２級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
エ　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者
オ　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して１年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
⑵　追加取得講習
法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア　最近５年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して３年以上ある者
イ　１級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ　２級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
エ　旧１級検定に係る合格証の交付を受けている者
オ　旧２級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して１年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

４　受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成31年２月１日(金)から同月15日(金)までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後５時まで）

５　申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

６　申込時の提出書類

⑴　新規取得講習を受講しようとする者
ア　警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）１通
イ　次に掲げるいずれかの書面
(ｱ)　３の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
(ｲ)　３の(1)のイに該当する者については、１級検定に係る合格証明書の写し
(ｳ)　３の(1)のウに該当する者については、２級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
(ｴ)　３の(1)のエに該当する者については、旧１級検定に係る合格証の写し
(ｵ)　３の(1)のオに該当する者については、旧２級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

⑵　追加取得講習を受講しようとする者
ア　申込書１通
イ　指導教育責任者資格者証等の写し
ウ　次に掲げるいずれかの書面
(ｱ)　３の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
(ｲ)　３の(2)のイに該当する者については、１級検定に係る合格証明書の写し
(ｳ)　３の(2)のウに該当する者については、２級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
(ｴ)　３の(2)のエに該当する者については、旧１級検定に係る合格証の写し
(ｵ)　３の(2)のオに該当する者については、旧２級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

７　申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

８　受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前９時から午前９時50分までの間に納付するものとする。

９　受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

10　その他

⑴　受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
⑵　申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
⑶　郵送による申込みは、受け付けない。
⑷　受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにするこ

と。

⑸　申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

11　講習委託先

神戸市中央区御幸通６丁目１番12号　三宮ビル東館８階

一般社団法人兵庫県警備業協会

12　問合せ先

⑴　兵庫県内の各警察署の生活安全課

⑵　兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（078）341－7441　内線3424

⑶　一般社団法人兵庫県警備業協会

電話（078）252－0166